

第2部 風水害等対策計画

《目 次》

第1章 総 則

| | |
|-----------------|---|
| 第1節 目 的 | 1 |
| 第2節 美浦村の災害環境 | 2 |
| 第3節 防災関係機関の業務大綱 | 3 |

第2章 風水害対策計画

| | |
|------------------------|----|
| 第1節 災害予防計画 | 5 |
| 第1 治水計画 | 5 |
| 第2 土砂災害防止計画 | 5 |
| 第3 交通計画 | 7 |
| 第4 都市計画 | 7 |
| 第5 文教計画 | 8 |
| 第6 農地農業計画 | 9 |
| 第7 情報通信設備等の整備計画 | 10 |
| 第8 災害用資材、機材等の点検整備計画 | 10 |
| 第9 防災知識の普及 | 11 |
| 第10 防災訓練 | 12 |
| 第11 防災組織等の活動体制整備 | 12 |
| 第12 避難行動要支援者安全確保のための備え | 13 |
| 第2節 災害応急対策 | 14 |
| 第1 美浦村の災害対策組織 | 14 |
| 第2 村職員の動員 | 15 |
| 第3 気象情報等の収集・伝達 | 17 |
| 第4 災害情報の収集・伝達 | 21 |
| 第5 通信体制の確立 | 22 |
| 第6 災害時の広報 | 23 |
| 第7 救助・救急活動 | 24 |
| 第8 水防活動 | 24 |
| 第9 災害警備 | 25 |
| 第10 交通対策 | 26 |
| 第11 避難対策 | 28 |
| 第12 食料の供給 | 31 |
| 第13 生活必需品の供給 | 31 |
| 第14 給水 | 31 |
| 第15 避難行動要支援者の安全確保 | 32 |
| 第16 建築物等の応急対策 | 32 |
| 第17 応急医療 | 33 |
| 第18 防疫 | 33 |
| 第19 清掃対策 | 34 |
| 第20 行方不明者の捜索・遺体の処理 | 35 |
| 第21 障害物の除去 | 35 |
| 第22 緊急輸送 | 35 |

| | | |
|-----|------------------|----|
| 第23 | 環境保全・動物対策 | 36 |
| 第24 | 応急教育・応急保育 | 36 |
| 第25 | 自衛隊の派遣要請・受け入れ | 37 |
| 第26 | 茨城県等への応援要請・受け入れ | 37 |
| 第27 | 農地・農業応急対策 | 38 |
| 第28 | ライフライン施設の応急復旧 | 39 |
| 第29 | ボランティア活動の支援 | 41 |
| 第30 | 被災者ニーズの把握・災害相談対応 | 41 |
| 第31 | 災害救助法の適用 | 41 |
| 第32 | 義援金品の募集・配分 | 42 |
| 第3節 | 災害復旧・復興対策 | 43 |
| 第1 | 災害弔慰金等の支給・貸付 | 43 |
| 第2 | 租税及び公共料金の特例措置 | 44 |
| 第3 | 雇用対策 | 44 |
| 第4 | 住宅建設の促進 | 45 |
| 第5 | 被災者生活再建支援金の支給 | 45 |
| 第6 | 被災施設の復旧 | 45 |
| 第7 | 激甚災害の指定 | 46 |
| 第8 | 災害復興計画 | 47 |

第3章 航空災害対策計画

| | | |
|-----|----------|----|
| 第1節 | 災害予防 | 49 |
| 第2節 | 災害応急対策 | 50 |
| 第1 | 事故発生時の通報 | 50 |
| 第2 | 災害対策組織 | 51 |
| 第3 | 災害応急対策 | 52 |

第4章 道路災害対策計画

| | | |
|-----|----------|----|
| 第1節 | 災害予防 | 55 |
| 第2節 | 災害応急対策 | 56 |
| 第1 | 事故発生時の通報 | 56 |
| 第2 | 災害対策組織 | 56 |
| 第3 | 災害応急対策 | 57 |

第5章 危険物等災害対策計画

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1節 | 災害予防 | 59 |
| 第1 | 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項） | 59 |
| 第2 | 石油類等危険物施設の予防対策 | 60 |
| 第3 | 高圧ガス・火薬類の予防対策 | 61 |
| 第4 | 毒劇物取扱施設の予防対策 | 63 |
| 第2節 | 災害応急対策 | 65 |
| 第1 | 事故発生時の通報 | 65 |
| 第2 | 活動体制の確立（各災害共通事項） | 67 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 第3 石油類等危険物施設の事故応急対策..... | 68 |
| 第4 高圧ガス・火薬類の事故応急対策..... | 71 |
| 第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策..... | 74 |
| 第6 その他の災害応急対策活動..... | 76 |
| 第6章 大規模火災対策計画 | |
| 第1節 災害予防..... | 79 |
| 第1 火災に強いまちづくり..... | 79 |
| 第2 災害応急対策への備え..... | 80 |
| 第2節 災害応急対策..... | 81 |
| 第1 火災発生時の通報..... | 81 |
| 第2 災害対策組織..... | 81 |
| 第3 災害応急対策活動..... | 82 |
| 第7章 林野火災対策計画 | |
| 第1節 災害予防..... | 85 |
| 第1 林野火災に強い地域づくり..... | 85 |
| 第2 災害応急対策への備え..... | 85 |
| 第2節 災害応急対策..... | 87 |
| 第1 火災発生時の通報..... | 87 |
| 第2 災害対策組織..... | 87 |
| 第3 災害応急対策..... | 88 |
| 第8章 放射線物質事故対策計画 | |
| 第1節 災害予防..... | 91 |
| 第1 放射線使用施設等の予防対策..... | 91 |
| 第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策..... | 91 |
| 第2節 災害応急対策..... | 93 |
| 第1 原子力事業所等の事故応急対策..... | 93 |
| 第2 放射線使用施設等の事故応急対策..... | 95 |
| 第3 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策..... | 96 |
| 第4 その他の災害応急対策活動..... | 97 |

第1章 総 則

第1節 目的

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条及び美浦村防災会議条例第2条の規定に基づき、美浦村防災会議が作成する計画であって、村・県及び防災関係機関や公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、村域における防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2. 計画の基本方針

この計画は、村域に係る防災に関し、村の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体及び住民の処理分担すべき事務、業務又は任務までもふくめた総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- (1) 豪雨災害等の教訓、霞ヶ浦の浸水想定等をふまえ、甚大な風水害を想定した防災対策の確立を図る。
- (2) 災害による被害を最小限とするため、災害環境基礎調査等により美浦村の災害特性を十分にふまえ、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 各対策項目に関し責任担当部、必要な措置、優先順位並びに連携の基本方針を明示する。
- (4) 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から住民・事業所の役割を明示し、「自助・共助・公助」による計画とする。

3. 上位計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき美浦村の村域に係る災害から住民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び茨城県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

4. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを村防災会議において修正する。各機関は関係のある事項について検討し、速やかに防災会議（事務局）へ提出する。

第2節 美浦村の災害環境

1. 災害履歴

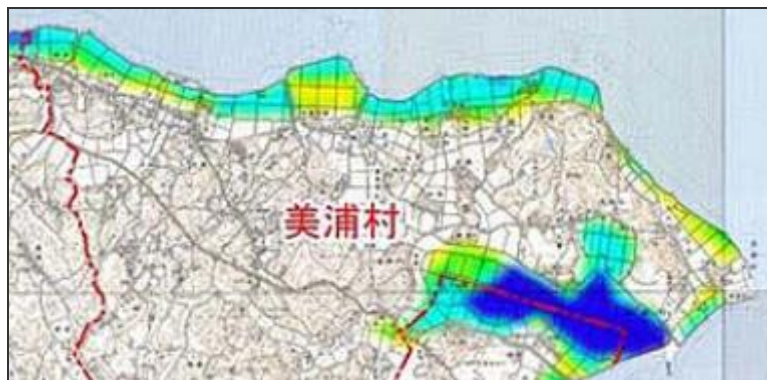
主な風水害は、霞ヶ浦のはん濫によるものである。昭和13年6月～7月の洪水では、数十日間浸水し、低地のすべての水田が浸水し、大きな被害を受けた。

近年は、台風等で、家屋の浸水が数十箇所、がけ崩れが数箇所程度の被害がたびたび発生している。

2. 災害危険箇所

(1) 浸水想定区域

霞ヶ浦流域に100年に一回程度の大雨（8日間総雨量600mm、昭和13年6～7月実績降雨）が発生し、霞ヶ浦がはん濫した場合、湖岸の低地で2m以下、余郷入の中央排水路周辺の低地で5m以下の浸水が予測されている。



霞ヶ浦浸水想定区域図

(2) 土砂災害警戒区域

西部の馬掛、受領等に、がけ崩れの危険区域である土砂災害警戒区域が8区域指定されており、それぞれ土砂災害特別警戒区域を含んでいる。

土砂災害（特別）警戒区域の指定基準

| | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 |
|--------|--|---|
| 急傾斜地崩壊 | <ul style="list-style-type: none"> ○傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ○急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ○急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域 | <p>傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることができる力の大きさを上回る区域</p> |

第3節 防災関係機関の業務大綱

震災対策計画・第1章の「第3節 防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 風水害対策計画

第1節 災害予防計画

第1 治水計画

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 外水氾濫対策

1) 浸水想定区域における避難確保措置

経済建設部は、新たな浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、水位等の伝達方法、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項及び避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、浸水想定区域が指定された区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、村広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知する。

2) 避難確保計画の作成指導等

経済建設部は、浸水想定区域内に不特定多数の者が利用する地下施設が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

(2) 内水氾濫対策

経済建設部は、台風や集中豪雨等による洪水、浸水被害を軽減するため、河川・水路、下水道の整備を推進する。

第2 土砂災害防止計画

1. 土砂災害危険箇所の把握

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 経済建設部、県、自主防災組織 |
|------|----------------|

(1) 斜面造成宅地の危険箇所の指定等

村は、県と連携して、災害のおそれがある大規模な造成宅地の位置及び規模等を特定し、必要に応じて、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定を推進する。

(2) 土砂災害警戒区域の周知等

村は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域をハザードマップの作成・配布等により

第2章 風水害対策計画

住民に周知する。

また、国土交通省令により、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を、土砂災害ハザードマップ等を活用して住民に周知する。

(3) 危険箇所のパトロール

村は、県や自主防災組織等と連携して、出水期を中心に、土砂災害危険箇所等を点検して、地表や擁壁の状態等を把握し、必要な対策を講じる。

2. 土砂災害防止対策等の推進

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 経済建設部、県 |
|------|---------|

(1) 防災工事の促進等

県は、土砂災害危険箇所について、急傾斜地崩壊危険区域等の指定を推進し、急傾斜地崩壊対策事業等による防災工事、宅地造成等規制法に基づく造成宅地防災区域の指定及び土砂災害防止措置等を推進し、村はこれに協力する。

(2) 特定開発行為の制限等

村及び県は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

3. 警戒・避難、二次災害防止体制の整備

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 警戒避難体制の強化

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が新たに指定された場合には、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を、本編の災害応急対策計画に定めるとともに、必要に応じて避難勧告等の判断・伝達等のマニュアル作成に努める。

また、同区域内に、避難行動要支援者関連施設（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項を定める。

(2) 斜面判定士の受け入れ体制整備等

村は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として近年制度化された、砂防ボランティアの派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

(3) 被災宅地応急危険度判定制度の活用

村は、斜面造成宅地の崩壊による二次災害を防止・軽減するための専門家として近年制度化された、被災宅地応急危険度判定士の育成に協力するとともに、派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

第3 交通計画

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 経済建設部、竜ヶ崎工事事務所 |
|------|----------------|

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ① 平面線形、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- ② 縦断線形、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さをとる。
- ③ 横断こう配、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配をとる。
- ④ 路側、横断構造物、切土部において法面が大きく崩れるおそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- ⑤ 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面とする。
- ⑥ 排水側溝、路面水を速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難な所は暗渠設備等を施す。

(2) 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

第4 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施する。

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 「整備、開発及び保全の方針」の充実

村は、都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、特に、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

震災対策計画・第2章・第2節・第2・2の「(1) 防火地域等の検討」に準ずる。

(3) 建築基準法第22条に基づく区域指定

震災対策計画・第2章・第2節・第2・2の「(1) 防火地域等の検討」に準ずる。

(4) 都市計画事業の推進

村は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため、都市計画事業を推進する。

第5 文教計画

教育委員会は、学校長、県教育委員会、私立学校設置者と連携して、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 教育委員会、学校長 |
|------|-----------|

(1) 防災上必要な教育の実施

- ① 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ② 村は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- ③ 村は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

(2) 防災上必要な訓練の実施

- ① 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ② 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ③ 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

(3) 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

教育委員会は、災害発生時に迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

(4) 学校等施設・設備の災害予防措置

教育委員会は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次のことを実施する。

- ① 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ② 校地等の選定・造成の際は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③ 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(5) 文化財保護

村は、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6 農地農業計画

1. 農地計画

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 経済建設部、県南農林事務所 |
|------|---------------|

(1) ため池等整備事業

村は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を推進する。

(2) 湛水防除事業

県は、既存の用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、かつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

(3) 水質障害対策事業

県は、農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

(4) 地盤沈下対策事業

県は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために用排水施設の新設又は改修を行う。

2. 農業計画

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 経済建設部、県南農林事務所、茨城かすみ農業協同組合 |
|------|---------------------------|

(1) 情報対策等

1) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

2) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進するため、農業共済地域対応強化総合対策事業等を実施する。

(2) 資材の確保

県及び農業協同組合は、次の対策を推進する。

1) 防除器具の整備

県等有する病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

第2章 風水害対策計画

- 2) 薬剤等
災害の発生時に薬剤等が迅速に確保されるよう、全農いばらき等への備蓄を推進する。
 - 3) 飼料
災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。
- (3) 家畜対策
県及び村は、次の対策を家畜所有者に指導する。
- 1) 低湿地畜舎周囲の土盛り排水路の整備
 - 2) 風水害を想定した家畜の避難場所確保
 - 3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修

第7 情報通信設備等の整備計画

1. 情報通信設備の整備

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 総務部、経済建設部、防災関係機関 |
|------|------------------|

情報通信設備の設置者は、風水害によるシステムの被害防止や迅速なシステムの復旧に備えて、システムの防災対策を十分に行う。

2. 防災情報システムの整備

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

震災対策計画・第2章・第1節・第4の「2. 防災情報システムの整備」に準ずる。

3. アマチュア無線ボランティアの確保

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

震災対策計画・第2章・第1節・第4の「3. アマチュア無線ボランティアの確保」に準ずる。

第8 災害用資材、機材等の点検整備計画

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

村、県、国及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに、定期点検を確実にを行う。

第9 防災知識の普及

1. 一般住民向けの防災教育

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 経済建設部、消防本部、県、防災関係機関 |
|------|---------------------|

村、県、防災関係機関は、広報メディア等を活用した広報、教育活動を行い、一般向けの防災教育を推進する。なお、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するよう勤める。

(1) 普及すべき防災知識の内容

- 1) 風水害時の危険性
- 2) 家庭での予防・安全対策
- 3) 注意報・警報発表時にとるべき行動
- 4) 避難場所等での行動
- 5) 早期避難の重要性と避難場所等及び避難路
- 6) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- 7) 避難指示、高齢者等避難情報の内容
- 8) 自主防災組織等地域での防災活動
- 9) 避難行動要支援者への支援協力

(2) 広報紙、パンフレットの配布

震災対策計画・第2章・第4節・第1・1の「(1) 広報紙、パンフレットの配布」に準ずる。

(3) 講習会等の開催

震災対策計画・第2章・第4節・第1・1の「(2) 講習会等の開催」に準ずる。

(4) その他のメディアの活用

震災対策計画・第2章・第4節・第1・1の「(3) その他のメディアの活用」に準ずる。

2. 児童生徒等に対する防災教育

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | 教育委員会、経済建設部、消防本部、県 |
|------|--------------------|

震災対策計画・第2章・第4節・第1の「2. 児童生徒等に対する防災教育」に準ずる。

3. 災害対策要員の防災教育

| | |
|------|--------------|
| 実施担当 | 経済建設部、防災関係機関 |
|------|--------------|

震災対策計画・第2章・第4節・第1の「3. 災害対策要員の防災教育」に準ずる。

第2章 風水害対策計画

第10 防災訓練

1. 総合防災訓練への参加

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、自主防災組織、住民 |
|------|---------------------|

震災対策計画・第2章・第4節・第2の「1.総合防災訓練への参加」に準ずる。

2. 村防災訓練の実施

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、自主防災組織、保育園・幼稚園・病院及び社会福祉施設等の管理者 |
|------|--|

(1) 避難訓練

震災対策計画・第2章・第4節・第2・2の「(1) 避難訓練」に準ずる。

(2) 非常参集訓練

震災対策計画・第2章・第4節・第2・2の「(2) 非常参集訓練」に準ずる。

(3) 通信訓練

震災対策計画・第2章・第4節・第2・2の「(3) 通信訓練」に準ずる。

(4) 水防訓練

村は、洪水が予想される時期の前に、重要水防箇所のある地区で水防活動を訓練する。
実施にあたっては、関係機関と緊密に連絡する。

3. 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

| | |
|------|----------------------------------|
| 実施担当 | 消防本部、防災関係機関、事業者（防火管理者）、自主防災組織、住民 |
|------|----------------------------------|

震災対策計画・第2章・第4節・第2の「3.事業所、自主防災組織及び住民等の訓練」に準ずる。

第11 防災組織等の活動体制整備

1. 自主防災組織の育成・連携

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 経済建設部、消防本部 |
|------|------------|

震災対策計画・第2章・第1節・第3の「1.自主防災組織の育成・連携」に準ずる。

2. 事業所防災体制の強化

| | |
|------|--------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部、県 |
|------|--------------|

震災対策計画・第2章・第1節・第3の「2. 事業所防災体制の強化」に準ずる。

3. ボランティア組織の育成・連携

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | 美浦村社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会 |
|------|------------------------|

震災対策計画・第2章・第1節・第3の「3. ボランティア組織の育成・連携」に準ずる。

第12 避難行動要支援者安全確保のための備え**1. 社会福祉施設等の安全体制の確保**

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 社会福祉施設等の管理者、保健福祉部、県 |
|------|---------------------|

震災対策計画・第2章・第3節・第5の「1. 社会福祉施設等の安全体制の確保」に準ずる。

2. 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 保健福祉部、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、美浦村社会福祉協議会、介護サービス事業者 |
|------|--|

震災対策計画・第2章・第3節・第5の「2. 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保」に準ずる。

3. 外国人に対する防災体制の充実

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 各部、美浦村国際交流協会、県 |
|------|----------------|

震災対策計画・第2章・第3節・第5の「3. 外国人に対する防災体制の充実」に準ずる。

第2節 災害応急対策

第1 美浦村の災害対策組織

村及びその他の防災関係機関は、村域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、村及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

1. 災害対策本部等の設置

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 設置基準

警戒本部、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置基準は、次のとおりとする。

1) 警戒本部

- ① 小規模の災害発生が予想されるとき
- ② 高齢者等避難情報を発するとき
- ③ 村長又は副村長が必要と認めたとき

2) 災害対策本部

- ① 中規模又は大規模な災害発生が予想されるとき
- ② 避難指示を発するとき
- ③ その他村長が必要と認めたとき

(2) 廃止基準

震災対策計画・第3章・第1節・第2・1の「(2) 廃止基準」に準ずる。

(3) 本部設置・廃止の決定

震災対策計画・第3章・第1節・第2・1の「(3) 本部設置・廃止の決定」に準ずる。

2. 災害対策本部等の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2. 組織・運営」に準ずる。

第2 村職員の動員

村及び各機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。

1. 職員の配備体制区分

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

風水害が発生するおそれがあるときは、関連情報等に基づき、次の配備体制をとる。

風水害時の配備基準

| 本部 | 区分 | 配 備 基 準 |
|--------|------|---|
| — | 警戒第1 | ① 災害発生の前兆があるとき ② 大雨警報、洪水警報、暴風警報が発せられたとき ③ その他村長又は副村長が必要と認めたとき |
| 警戒本部 | 警戒第2 | ① 小規模の被害が予想される時 ② 高齢者等避難情報を発するとき ③ その他村長又は副村長が必要と認めたとき |
| 災害対策本部 | 本部第1 | ① 中規模の被害が予想される時 ② 避難指示を発するとき ③ その他村長が必要と認めたとき |
| 本部 | 本部第2 | ① 大規模な被害が予想される時 ② その他村長が必要と認めたとき |

(注) 本部第2配備（全職員配備）の場合でも、状況に応じて通常業務を行う職員を配置することがある。

2. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

(1) 配備の決定

気象情報等に関する経済建設部長の報告に基づき、村長が配備体制のうち必要な体制をとる。

なお、村長は災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課に対し種別の異なる非常配備体制を指令することができる。

(2) 職員の動員

勤務時間内は、経済建設部長から各部長に配備態勢を伝達するとともに、総務課長（総務班長）が庁内放送を行う。出先や外出中の職員等へは、各部長が伝達する。

勤務時間外は、経済建設部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

勤務時間外の参集先は、勤務場所とし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長

第2章 風水害対策計画

が指示する。

(3) 職員動員の報告

震災対策計画・第3章・第1節・第1・2の「(3) 職員動員の報告」に準ずる。

(4) 職員の服務

震災対策計画・第3章・第1節・第1・2の「(4) 職員の服務」に準ずる。

(5) 参集時の留意事項

震災対策計画・第3章・第1節・第1・2の「(5) 参集時の留意事項」に準ずる。

第3 気象情報等の収集・伝達

応急対策を実施していく上で不可欠な、気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達・報告する。

1. 気象情報等の監視

| | |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 経済建設部、消防本部、防災関係機関 |
|------|-------------------|

村及び防災関係機関は、気象状況や警報等の発表を防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等で監視し、状況の把握と予測を行う。

気象情報、警報等の種類と留意点

| 情報源 | 情報項目 | 情報の意味（更新間隔） | 留意点 |
|-------|--------------|---|------------------------|
| 気象台 | 大雨警報 ・注意報 | 大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される区域 | |
| | 洪水警報 ・注意報 | 大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される区域 | |
| | 記録的短時間大雨情報 | 大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析した区域 | |
| | 気象情報 | 警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完 | |
| | 台風情報 | 台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定） | 村の西側近傍を通る（風が特に強くなる）可能性 |
| | アメダス | 地上観測雨量、積雪深の実況（1時間） | |
| | レーダー | レーダー観測の降水強度分布の実況（10分） | 雨域の状況 |
| | 降水短時間予報 | 6時間先までの降水量分布の予測（1時間） | 雨域の状況 |
| | 降水ナウキャスト | 60分先までの降雨強度分布の予測（10分） | 雨域の状況 |
| 県・気象台 | 土砂災害警戒情報 | 土砂災害の危険度が高まった市町村名 | |
| 国 | 洪水予報 | 河川水位の状況により、必要な避難措置等のレベルを警告。 | 霞ヶ浦 |
| | 水防警報 | 河川水位の状況により、必要な水防活動のレベルを警告 | 霞ヶ浦 |
| | 水位 | 河川の水位の実況 | 霞ヶ浦 |
| 県・村 | 雨量 | 地上観測雨量の実況 | 木原雨量観測所 |

2. 警報等の伝達

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 気象警報・注意報

美浦村域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、経済建設部長は、速やかに村長、副村長及び各部長にその旨を伝達する。

1) 勤務時間外の措置

生活安全課長は、警報等の発表を覚知した場合、経済建設部長に連絡する。

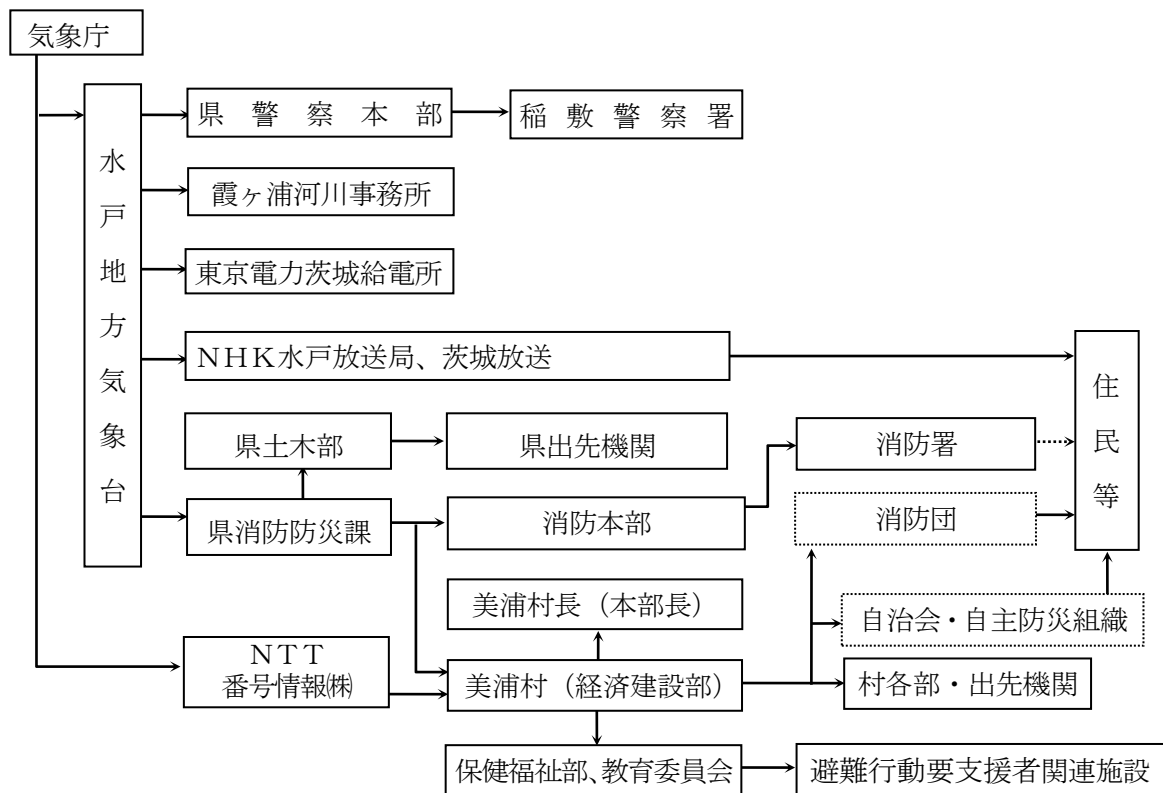
2) 住民への伝達

村は、状況に応じて、広報車の巡回等によりその旨を広報する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自治会、自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

3) 学校、社会福祉施設等への伝達

各部は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育委員会は学校への伝達を、保健福祉部は社会福祉施設への伝達を行う。



気象警報・注意報の伝達系統図

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準（茨城県南部・県南地域・美浦村）

| 種 類 | 発 表 基 準 | |
|------------|----------------|---|
| 気象注意報 | 強風注意報 風 報 | 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上になると予想される場合 |
| | 大雨注意報 大 雨 報 | 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの基準に到達すると予想される場合である。 ①表面雨量指数基準が11 ②土壌雨量指数基準が82 |
| | 洪水注意報 洪 水 報 | 洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の基準に到達すると予想される場合である。 流域雨量指数基準 高橋川流域=4.4 |
| 地面現象注意報☆ | 地面現象注意報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 浸水注意報☆ | 浸水注意報 | 浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 気象警報 | 暴風警報 暴 風 報 | 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上になると予想される場合 |
| | 大雨警報 大 雨 報 | 大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかに到達すると予想される場合である。 ①表面雨量指数基準が16（浸水害） ②土壌雨量指数基準が120（土砂災害） |
| | 洪水警報 洪 水 報 | 洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の基準に到達すると予想される場合である。 流域雨量指数基準 高橋川流域=5.6 |
| 地面現象警報☆ | 地面現象警報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 浸水警報☆ | 浸水警報 | 浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| 土砂災害警戒情報 | | 大雨警報発表中に、予測雨量等の計測値が県と気象台が監視する基準（土砂災害警戒避難基準雨量）を上回ると予測されるとき |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量100mm |

注1) 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2) 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、または解除されるまで継続される。

注3) ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。

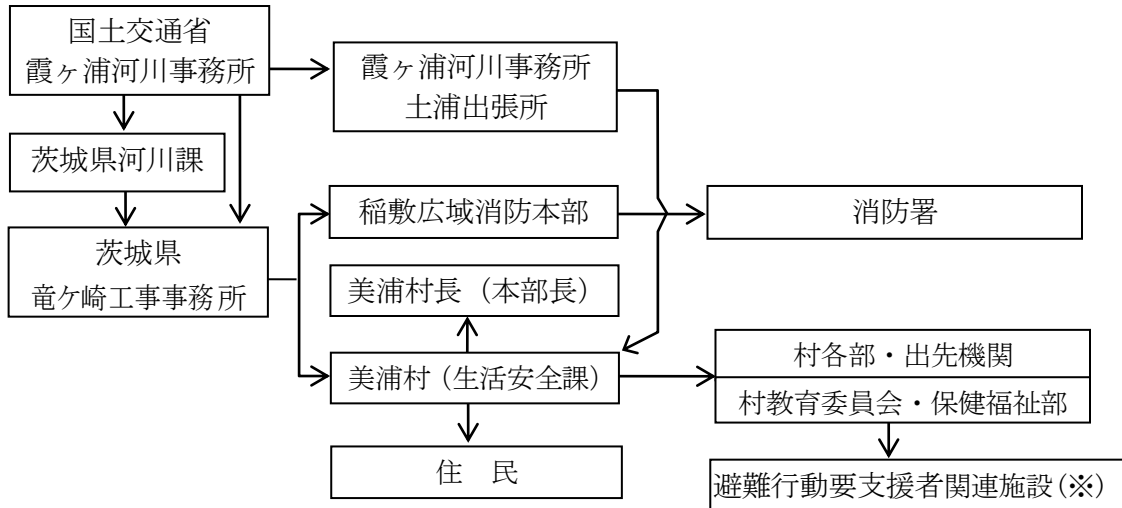
(2) 洪水予報

村は、霞ヶ浦の洪水予報が発表された場合、その旨を浸水想定区域内の住民や避難行動要支援者関連施設の管理者等に連絡する。

(3) 水防警報

村は、霞ヶ浦の水防警報が発表された場合、その旨を村長（本部長）に伝達し、村長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。

第2章 風水害対策計画



(※) 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

洪水予報・水防警報の伝達系統図

3. 通報等の伝達

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 経済建設部、消防本部、稲敷警察署 |
|------|------------------|

災害発生のおそれがある異常現象、前兆現象を発見した者は、直ちにその旨を村長（経済建設部）、警察官に通報する。また、住民等はこの通報の迅速な伝達に協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長に、村長は水戸地方气象台、県、その他の関係機関に通報する。

第4 災害情報の収集・伝達

災害の警戒段階から速やかに応急対策に着手するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握する体制を確立する。

1. 被害情報の収集

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 概況把握

1) 被害状況の把握

各部及び防災関係機関は、その所管する施設、事項に関し被害の有無・規模及び対策実施上必要な次の事項について直ちに情報収集活動をはじめ、本部事務局に報告する。

- ① 浸水（地区名、深さ、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ、地すべり等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 漁港の被害・機能障害（岸壁の被害等）
- ⑨ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ・浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑩ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑪ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑫ 重要施設（庁舎、消防署、指定避難所等）、危険物施設等の被害
- ⑬ その他重大な被害

2) 現地確認

情報は、職員の参集途上の情報や住民からの情報も活用して収集するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、堤防の決壊、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等の収集・伝達に努める。

各部長は、未確認の重要情報がある場合、職員を派遣して、速やかに実態を確認する。

(2) 被害調査

各部及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、所管施設等の被害調査を行う。

2. 情報のとりまとめ

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章・第2節・第2の「3. 情報のとりまとめ」に準ずる。

第2章 風水害対策計画

3. 茨城県等への報告

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 本部事務局 |
|------|-------|

(1) 報告対象

本部事務局は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「茨城県被害情報等報告要領」及び「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

<県に報告すべき事態>

- ① 村災害対策本部を設置したとき
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ③ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- ④ がけ崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑤ 河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ⑥ 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

(2) 報告先

震災対策計画・第3章・第2節・第2・4の「(2) 報告先」に準ずる。

第5 通信体制の確立

応急対策に必要な災害情報を、迅速かつ的確に伝達、共有するため、通信体制を確保する。

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第2節の「第1 情報連絡体制」に準ずる。

第6 災害時の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。このため、報道機関と連携を密にし、避難行動要支援者等へ配慮した広報に努める。

1. 広報体制の確立

| | |
|------|--------------------------|
| 実施担当 | 情報班、美浦村社会福祉協議会、美浦村国際交流協会 |
|------|--------------------------|

(1) 広報内容

1) 増水期（霞ヶ浦等の水位が上昇している時期）

- ① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- ② 台風・気象情報
- ③ 河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- ④ 警報
- ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- ⑩ 避難情報（準備情報）

2) 氾濫期（霞ヶ浦等が氾濫している時期）

- 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

3) 応急期（霞ヶ浦等の氾濫が収まってきた時期）

- ① ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- ② 医療機関の状況
- ③ 感染症対策活動の実施状況
- ④ 食料、生活必需品の供給予定
- ⑤ 災害相談窓口の設置状況
- ⑥ その他住民や事業所のとるべき措置

(2) 実施方法

震災対策計画・第3章・第2節・第3の1の「(2) 実施方法」に準ずる。

2. 報道機関への対応

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 本部事務局、情報班 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章・第2節・第3の「2. 報道機関への対応」に準ずる。

第2章 風水害対策計画

第7 救助・救急活動

浸水、建物倒壊及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

1. 救助・救急活動

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 消防本部、消防団、建設班、本部事務局、自主防災組織 |
|------|---------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2. 救助・救急活動」に準ずる。

2. 消防応援

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部 |
|------|------------|

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「3. 消防応援」に準ずる。

第8 水防活動

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 本部事務局、建設班、経済班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区 |
|------|--|

(1) 水防体制

霞ヶ浦河川事務所が、霞ヶ浦の水防警報を発表した場合、経済建設部長は速やかに村長（本部長）に伝達し、村長の水防活動の指示を消防本部及び消防団に伝達する。

水防信号

| 信号 | 警鐘信号 | サイレン信号 | 事項 |
|------|--------------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 第1信号 | ○休止○休止 | 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ー 休止 ○ー 休止 | 水防団待機水位（旧通報水位）に達したことを知らせるもの |
| 第2信号 | ○ー○ー○ ○ー○ー○ | 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ー 休止 ○ー 休止 | 水防関係機関及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの |
| 第3信号 | ○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○ | 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 | 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの |
| 第4信号 | 乱 打 | 1分 5秒 1分 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 | 必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるもの |

備考1 信号は適宜の時間継続するものとする。

2 必要があれば警鐘信号、サイレン信号を併用することができる。

3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 水防活動

1) 巡視

消防本部は、消防団と連携して、河川、水路、下水道等の巡視を行い、随時本部に報告

する。なお、河川堤防等の異常を発見した場合は、直ちに報告する。

浸水箇所は、状況に応じて、消防ポンプ車による排水活動を行う。

2) 施設の点検・操作

河川・水門・ため池等の管理者は、所管施設の点検、操作等を適切に行う。

(3) 決壊時の処置

1) 通報

村長は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及びはん濫が予想される方向の隣接市町村長に通報する。

2) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又はこれに準ずる事態が予想される場合、村長は警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

第9 災害警備

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 稲敷警察署 |
|------|-------|

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序を維持する。

第10 交通対策

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路等の確保を行う。また、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

1. 交通規制

| | |
|------|-----------------------------|
| 実施担当 | 建設班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-----------------------------|

(1) 被災情報及び道路・交通情報の収集

- ① 道路管理者及び警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の冠水状況等を確認し、村（本部事務局）に報告する。

- ② 警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通の安全確保

道路管理者及び警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

1) 道路法（第46条）異常気象時における道路通行規制要綱等に基づく通行規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

2) 道路交通法に基づく交通規制

公安委員会、警察署長及び警察官は、道路における危険防止、交通の安全確保、交通の混雑防止のため、必要に応じて交通規制を行う。

3) 災害対策基本法（第76条第1項）に基づく交通規制

公安委員会が災害対策基本法の規定に基づく交通規制を行う場合は、次の措置を講じる。

① 周知

道路管理者と警察署は連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期のみ）などを住民等に周知する。

② 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域内で、災害応急対策に著しい支障を生じる車両等がある場合、その所有者等に対して、移動等の必要な措置を命じるか、自ら移動を行う。

警察官がその場にはいない場合、自衛官又は消防職員はこの職務を行い、この場合、自衛官又は消防吏員は、その旨を警察署長に通知する。

③ う回路対策

幹線道路等の通行規制を実施する場合は、道路管理者と警察署は連携して、う回路を設定し、う回誘導のための要員や看板等を配置する。

④ 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

警察署は、通行禁止区域の通行車両を確認し、指定行政機関、指定地方行政機関、村、指定公共機関及び指定地方公共機関等の緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

2. 道路の応急対策

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | 建設班、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所 |
|------|--------------------|

(1) 被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、相互に情報を交換する。また、県、国等の道路管理者から道路の被災状況、通行可能な道路の情報を収集する。

(2) 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部等の協力を得て、啓開作業を開始する。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、村、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

(3) 道路の応急措置

道路管理者は、次の措置を講じる。

- ① 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路の応急措置を実施する。
- ② 被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(4) 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

道路管理者は建設業界と連携、協力し、災害時における障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第11 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、村長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して被害の防止、軽減を図る。

1. 避難指示

| | |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、稲敷警察署、県、自衛隊 |
|------|-------------------|

(1) 避難指示等の実施者

村長をはじめとする避難指示等の実施権者は、避難指示等を発令もしくは解除する場合は、相互に状況を連絡し、情報を共有する。

なお、村長が実施するものについて、村長が不在の場合は、①副村長、②教育長の順に代行する。

| 実施者 | 種類 | 要件 | 根拠 |
|-------------------------|--------------|---|-----------------|
| 村長 | 災害全般 (指示) | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき | 災害対策基本法 第60条 |
| 知事 | 災害全般 (指示) | 市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | |
| 警察官 海上保安官 | 災害全般 (指示) | 村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき | 災害対策基本法 第61条 |
| 自衛官 | 災害全般 (指示) | 災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき | 自衛隊法 第94条 |
| 知事、その命を受けた職員 | 地すべり (指示) | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき | 地すべり等防止法第25条 |
| 知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 | 洪水 (指示) | 洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき | 水防法 第29条 |

(2) 避難勧告等の内容

高齢者等避難情報、避難指示は、次のことを明らかにして行う。

- ① 避難対象地区（町名、施設名等）
- ② 理由（避難要因となった危険要素と所在、避難に要する時間等）
- ③ 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- ④ その他（避難行動時の最小限の携帯品、避難行動要支援者の優先避難・介助の呼びかけ等）

(3) 風水害時の判断基準

河川の氾濫による被害が予想される浸水想定区域（水防法第14条）については、基準水位

を指標とし、土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報を指標として判断する。なお、判断にあたっては、村内の水位・雨量のほか、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の意味合いと判断の目安

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 | 判断基準 |
|----------|---|---|--|
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 | <ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 切迫した災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 はん濫危険水位を超えるとき |
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 避難判断水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき |
| 高齢者等避難情報 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 | <ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 はん濫注意水位を超えるとき 【土砂災害警戒区域】 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき |

2. 警戒区域の設定

| | |
|------|----------------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊 |
|------|----------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節・第1の「2. 警戒区域の設定」に準ずる。

3. 避難の誘導

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 情報班、福祉班、消防本部、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節・第1の「3. 避難の誘導」に準ずる。

4. 避難所の開設

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 福祉班、教育班、学習班、避難所施設の管理者 |
|------|-----------------------|

第2章 風水害対策計画

原則として本部長が指定避難所（⇒資料編参照）の開設の可否を判断する。

(1) 避難所の開設

勤務時間内は、施設の管理者、勤務職員が、施設を点検し、避難所を開設する。

勤務時間外は、教育部が複数の職員を（うち1人を責任者として指名、以下「避難所運営職員」という。）を派遣して、施設を点検し、避難所を開設する。

(2) 茨城県への報告等

震災対策計画・第3章・第5節・第1・1の「(3) 茨城県への報告等」に準ずる。

5. 避難者の把握

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | 福祉班、教育班、学習班、自治会、自主防災組織 |
|------|------------------------|

震災対策計画・第3章・第5節・第1の「2. 避難者の把握」に準ずる。

6. 避難所の運営

| | |
|------|------------------------|
| 実施担当 | 福祉班、教育班、学習班、自治会、自主防災組織 |
|------|------------------------|

震災対策計画・第3章・第5節・第1の「3. 避難所の運営」に準ずる。

7. 避難所生活環境の整備

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 福祉班、教育班、学習班 |
|------|-------------|

震災対策計画・第3章・第5節・第1の「4. 避難所生活環境の整備」に準ずる。

8. 避難所の閉鎖

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 福祉班、教育班、学習班 |
|------|-------------|

震災対策計画・第3章・第5節・第1の「5. 避難所の閉鎖」に準ずる。

第12 食料の供給

災害により食料の確保が困難になった被災者等に、食料の応急供給を迅速に行う。

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 経済班、本部事務局、教育部 |
|------|---------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第5節・第4の「1.食料の供給」に準ずる。

第13 生活必需品の供給

災害により生活必需品の確保が困難になった被災者等に、生活必需品の応急供給を迅速に行う。

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 経済班、本部事務局、教育部 |
|------|---------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第5節・第4の「2.生活必需品の供給」に準ずる。

第14 給水

災害により飲料水等の確保が困難になった被災者等に、給水活動を迅速に行う。

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 水道班 |
|------|-----|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第5節・第4の「4.給水」に準ずる。

第15 避難行動要支援者の安全確保

避難行動要支援者は自力で避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難なこと等により、危険な状態、不安な状態に置かれやすい。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、相談対応等、あらゆる段階で各要支援者の実情に応じて、安全を確保するとともに、必要な救助を行う必要がある。

1. 要支援者の支援

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 福祉班、教育部、消防団、美浦村社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会、自主防災組織、在宅福祉サービス事業者、社会福祉施設等の管理者 |
|------|--|

震災対策計画・第3章・第5節・第5の「1. 要支援者の支援」に準ずる。

2. 外国人の支援

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 情報班、美浦村国際交流協会、稲敷警察署 |
|------|---------------------|

震災対策計画・第3章・第5節・第5の「2. 外国人の支援」に準ずる。

第16 建築物等の応急対策

宅地の崩壊等の二次災害が発生しないよう、斜面宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

また、住家が滅失した被災者を保護するため、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅の提供又は応急修理を行う。

1. 被災宅地の応急危険度判定

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 建設班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第7節・第1の「1. 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定」に準ずる。

2. 住宅の応急修理

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 建設班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第7節・第1の「2. 住宅の応急修理」に準ずる。

3. 応急仮設住宅の建設

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 建設班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第7節・第1の「3. 応急仮設住宅の建設」に準ずる。

第17 応急医療

災害時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も早い医療救護活動を行う。

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 健康班、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、消防本部、県、竜ヶ崎保健所 |
|------|--|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

第18 防疫

災害による大量の廃棄物の発生、並びに感染症等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、防疫活動を積極的に図っていく。

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 環境班、健康班、竜ヶ崎保健所 |
|------|----------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4の「3. 防疫」に準ずる。

第19 清掃対策

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻そう等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理を積極的に図っていく。

1. ごみ処理

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | 環境班、江戸崎地方衛生土木組合 |
|------|-----------------|

(1) ごみ処理の方針

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4・1の「(1) ごみ処理の方針」に準ずる。

(2) ごみ処理体制の確立

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4・1の「(2) ごみ処理体制の確立」に準ずる。

(3) ごみ処理実施計画の策定

被害の状況からごみ排出量を想定し「ごみ処理実施計画」を策定する。
水害により発生しうる災害廃棄物の量は、次のめやすをもとに推計する。

災害廃棄物の発生量のめやす

| | 項 目 | 数 量 |
|-----------------|-------|-------------|
| 水害による 廃棄物発生量 | 全壊 | 12.9 t / 世帯 |
| | 大規模半壊 | 9.7 t / 世帯 |
| | 半壊 | 6.5 t / 世帯 |
| | 一部損壊 | 2.5 t / 世帯 |
| | 床上浸水 | 4.6 t / 世帯 |
| | 床下浸水 | 0.6 t / 世帯 |

(出典) 水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究（平山・河田、2005）より

(4) 仮置場の確保

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4・1の「(4) 仮置場の確保」に準ずる。

(5) 広報

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4・1の「(5) 広報」に準ずる。

2. し尿処理

| | |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 環境班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合 |
|------|-------------------|

震災対策計画・第3章・第7節・第4の「2. し尿処理」に準ずる。

第20 行方不明者の捜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体の識別等の処理を行い、かつ遺体の埋葬を実施する。

| | |
|------|-----------------------------|
| 実施担当 | 情報班、稲敷警察署、稲敷医師会、江戸崎地方衛生土木組合 |
|------|-----------------------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

第21 障害物の除去

災害による大量の障害物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、通信や交通の輻そう等を考慮して、大量の障害物の収集・処理活動を迅速に行う。

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 建設班、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所 |
|------|-----------------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第7節・第4の「4. 障害物の除去」に準ずる。

第22 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。

また、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速かつ的確に実施する。

1. 緊急輸送手段の確保

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 財務班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第4節・第2の「1. 緊急輸送手段の確保」に準ずる。

2. 輸送拠点の確保

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 学習班、財務班 |
|------|---------|

震災対策計画・第3章・第4節・第2の「2. 輸送拠点の確保」に準ずる。

第2章 風水害対策計画

3. 緊急通行車両の確認

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 財務班 |
|------|-----|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第4節・第2の「3. 緊急通行車両の確認」に準ずる。

第23 環境保全・動物対策

災害による有害物質の発生、放浪動物等の発生は、住民の生活に著しい危険をもたらすことが予想される。このため、環境保全や動物の保護等を積極的に図っていく。

1. 環境保全対策

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 環境班、建設班 |
|------|---------|

震災対策計画・第3章・第7節・第4の「5. 環境保全対策」に準ずる。

2. 動物対策

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 環境班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第7節・第4の「6. 動物対策」に準ずる。

第24 応急教育・応急保育

災害のため、学校教育の実施が困難となった場合は、県及び村の教育委員会並びに私立学校設置者が緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していく。

1. 児童生徒等の安全確保

| | |
|------|--------------|
| 実施担当 | 教育班、福祉班、学校長等 |
|------|--------------|

(1) 情報等の収集・伝達

- ① 教育班は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。
- ② 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達は、混乱の防止に配慮する。
- ③ 学校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を村本部に報告する。
- ④ 福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

(2) 避難対策等

学校長等は、授業時間中に地震が発生した場合、児童生徒等の無事を確認する。

校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

被害の影響がない場合は、下校措置をとるが、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずる。一方、ライフラインの停止や被害状況が把握できない場合は、保護者の引き取りがあるまで児童生徒等を一時的に保護する。

教育班は、保育所においても同様の措置をとる。

2. 応急教育

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 教育班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第5節・第6の「2. 応急教育」に準ずる。

3. 応急保育

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 教育班 |
|------|-----|

震災対策計画・第3章・第5節・第6の「3. 応急保育」に準ずる。

第25 自衛隊の派遣要請・受け入れ

村長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊 |
|------|---------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

第26 茨城県等への応援要請・受け入れ

村は、自力による応急対策等が困難な場合、相互応援協定に基づき、迅速かつ的確な応援要請の手続きを行うとともに、受け入れ体制を確保する。

| | |
|------|--------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、県等 |
|------|--------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

第27 農地・農業応急対策

災害による農業施設や農作物の被害や二次災害を軽減するため、関係者が協力して応急対策を行う。

1. 農地

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 経済班、土地改良区 |
|------|-----------|

(1) 応急工事

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

1) 堤防

湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

2) 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2. 農業

| | |
|------|---------------------------|
| 実施担当 | 経済班、県南家畜保健衛生所、水郷つくば農業協同組合 |
|------|---------------------------|

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 家畜の応急措置

1) 風害

- ① 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること
- ② 外傷家畜の治療と看護に努めること
- ③ 事故畜等の早期処理に努めること

2) 水害

- ① 畜舎内浸水汚物の排除清掃をはかること
- ② 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること
- ③ 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、あわせて病傷家畜に対する応急手当を受けること
- ④ 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること
- ⑤ 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること

第28 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、通信施設等のライフラインは、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、被災者の生活確保などの応急対策において重要な役割を果たすものである。これらの施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、村及び各事業者は、相互に連携を図りつつ迅速かつ円滑な対応を図る。

1. 上水道施設の応急復旧

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 水道班 |
|------|-----|

(1) 応急復旧方針

水道班は、被害状況を迅速に把握し、基幹施設を優先して応急復旧を行う。
また、医療施設、避難場所、福祉施設等への復旧を優先する。

(2) 作業体制の確保

水道班は、応急復旧方針に応じた作業体制を速やかに確立する。
また、村のみでは作業体制、資機材等の確保が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(3) 水道水の衛生保持

水道班は、上水道施設が破損したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(4) 住民への広報

水道班は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

2. 下水道施設の応急復旧

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 水道班 |
|------|-----|

(1) 作業体制の確保

水道班は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

水道班は、次の通り応急復旧作業を実施する。

1) 水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停

第2章 風水害対策計画

止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

(3) 住民への広報

水道班は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3. 電力施設の応急復旧

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 本部事務局、東京電力㈱ |
|------|-------------|

(1) 美浦村

本部事務局は、次の措置を講じる。

1) 被害状況等の情報交換等

村は、電力事業者と連携し、村内の電力施設の被害や停電の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

2) 優先復旧等

① 応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電力事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

② 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し、特に必要があると認めるときは、電力事業者に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

(2) 電力事業者

東京電力㈱は、防災業務計画に基づき、電力施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

4. 電話施設の応急復旧

| | |
|------|--------------------------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、東日本電信電話㈱、㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I ㈱ |
|------|--------------------------------------|

(1) 美浦村

本部事務局は、次の措置を講じる。

1) 被害状況等の情報交換等

村は、電信電話事業者と連携し、村内の電信電話施設の被害や不通の状況等について、把握している情報を共有するとともに、被害状況や復旧状況等、住民が必要とする情報の広報活動を協力して行う。

2) 優先復旧等

応急対策上の必要性等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電信電話

事業者に対し、当該施設等の優先復旧を要請する。

(2) 電信電話事業者

東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I (株)等の電信電話事業者は、防災業務計画に基づき、電信電話施設に係る二次災害の防止、応急復旧、代替サービスの提供等を円滑かつ的確に実施する。

第29 ボランティア活動の支援

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは、十分な対応ができないことが予想される。このため、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大を防止する。

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 福祉班、美浦村社会福祉協議会 |
|------|----------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第5節の「第2 災害ボランティア活動の支援」に準ずる。

第30 被災者ニーズの把握・災害相談対応

災害時に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

| | |
|------|---------------------------------|
| 実施担当 | 情報班、福祉班、教育部、美浦村社会福祉協議会、民生委員児童委員 |
|------|---------------------------------|

実施内容は、震災対策計画・第3章・第5節の「第3 被災者ニーズの把握・災害相談対応」に準ずる。

第31 災害救助法の適用

村の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 各班、消防本部 |
|------|---------|

実施内容は、震災対策計画・第3章の「第6節 災害救助法関連業務」に準ずる。

第32 義援金品の募集・配分

大規模な災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、被災者の自立的な生活再建を支援するため、県、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 保健福祉部 |
|------|-------|

実施内容は、震災対策計画・第4章・第1節の「第1 義援金品の募集及び配分」に準ずる。

第3節 災害復旧・復興対策

第1 災害弔慰金等の支給・貸付

災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。被災者の自立的生活再建を支援するため、村、県、村社会福祉協議会、その他関係機関・団体等が協力して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

1. 災害弔慰金の支給等

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 保健福祉部、県 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「2. 災害弔慰金の支給等」に準ずる。

2. 生活福祉資金の貸付

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 保健福祉部、美浦村社会福祉協議会 |
|------|------------------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「3. 生活福祉資金の貸付」に準ずる。

3. 母子寡婦福祉資金の貸付

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 保健福祉部 |
|------|-------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「4. 母子寡婦福祉資金の貸付」に準ずる。

4. 農林漁業復旧資金

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「5. 農林漁業復旧資金」に準ずる。

5. 中小企業復興資金

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「6. 中小企業復興資金」に準ずる。

6. 住宅復興資金

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「7. 住宅復興資金」に準ずる。

第2 租税及び公共料金の特例措置

被災した住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していく。

1. 租税等の特例措置

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 総務部、保健福祉部、教育部 |
|------|---------------|

震災対策計画・第4章・第1節・第3の「1. 租税等の特例措置」に準ずる。

2. 公共料金等の特例措置

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 郵便事業(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力(株)、東京ガスネットワーク(株) |
|------|--|

震災対策計画・第4章・第1節・第3の「2. 公共料金等の特例措置」に準ずる。

第3 雇用対策

災害により離職を余儀なくされたり災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進する。

1. 離職者への措置

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 経済建設部、龍ヶ崎公共職業安定所 |
|------|------------------|

震災対策計画・第4章・第1節・第4の「1. 離職者への措置」に準ずる。

2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 龍ヶ崎公共職業安定所 |
|------|------------|

震災対策計画・第4章・第1節・第4の「2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置」に準ずる。

3. 被災事業主に関する措置

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 茨城労働局 |
|------|-------|

震災対策計画・第4章・第1節・第4の「3. 被災事業主に関する措置」に準ずる。

第4 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、村は、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行う。村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

実施内容は、震災対策計画・第4章・第1節の「第5 災害公営住宅の建設等」に準ずる。

第5 被災者生活再建支援金の支給

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法を適用して、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 経済建設部、県 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第1節・第2の「1. 被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。

第6 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

1. 災害復旧事業計画の作成

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 各部、関係機関 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第2節の「1. 災害復旧事業計画の作成」に準ずる。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 各部、関係機関 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第2節の「2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成」に準ずる。

3. 災害復旧事業の実施

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 各部、関係機関 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第2節の「3. 災害復旧事業の実施」に準ずる。

第7 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

| | |
|------|---------|
| 実施担当 | 各部、関係機関 |
|------|---------|

震災対策計画・第4章・第2節・2の「(2) 激甚災害に係る財政援助措置」に準ずる。

第8 災害復興計画

被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1. 事前復興対策の実施

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 総務部、経済建設部 |
|------|-----------|

震災対策計画・第4章・第3節の「1. 事前復興対策の実施」に準ずる。

2. 災害復興対策本部の設置

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 総務部 |
|------|-----|

震災対策計画・第4章・第3節の「2. 震災復興対策本部の設置」に準ずる。

3. 災害復興事業の推進

| | |
|------|------|
| 実施担当 | 各部、県 |
|------|------|

震災対策計画・第4章・第3節の「3. 震災復興事業の推進」に準ずる。

第 3 章 航空災害対策計画

第1節 災害予防

航空事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部 |
|------|------------|

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 災害応急活動体制の整備

| | |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、成田空港事務所 |
|------|-------------------|

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、航空事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、航空事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

3. 防災訓練の実施

| | |
|------|-------------------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、成田空港事務所 |
|------|-------------------|

墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 事故発生時の通報

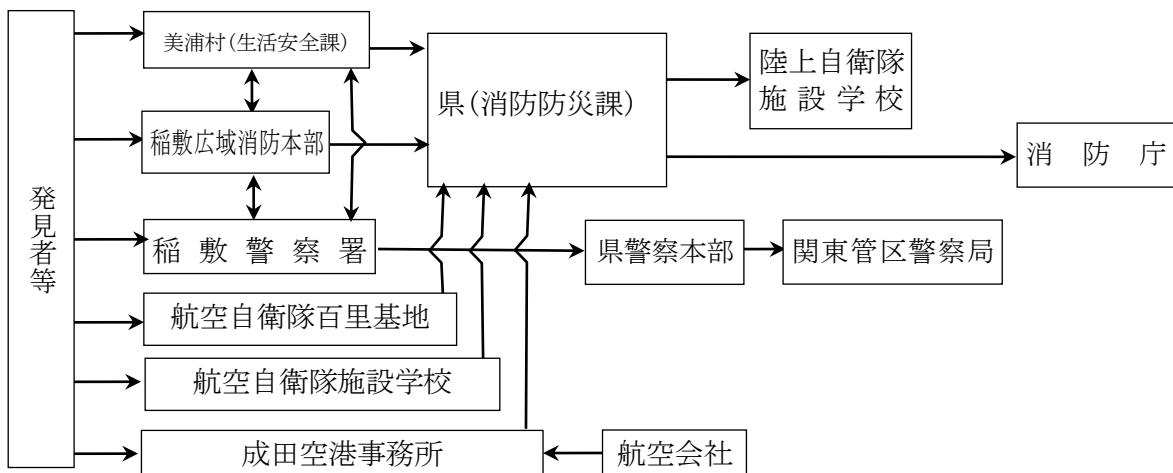
1. 災害情報の収集・連絡

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 事故発見者、消防本部 |
|------|------------|

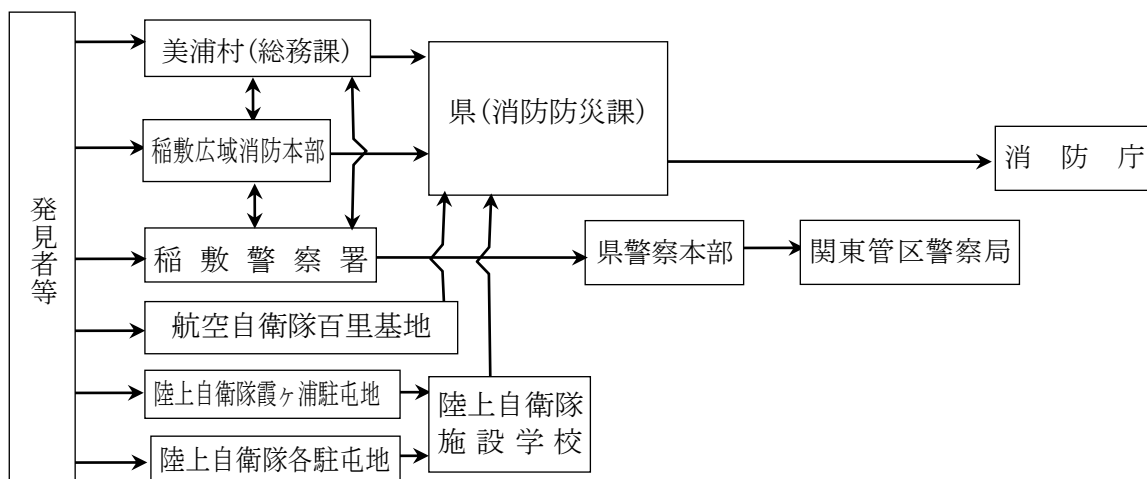
(1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を村長、警察官、海上保安官、成田空港事務所に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

① 民間機の場合



② 自衛隊機の場合



(2) 茨城県等への報告

村は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の村の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、村長が必要と認めたときは、美浦村事故災害対策本部を設置する。

(2) 設置方法等

震災対策計画・第3章・第1節の「第2 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準ずる。

2. 本部の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（村長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒震災対策計画・第3章・第1節・第2・2・(2)の「美浦村災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

(2) 本部の運営等

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2. 組織・運営」に準ずる。

3. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

震災対策計画・第3章・第1節・第1の「2. 職員の動員・配備」に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 事故責任者、経済建設部 |
|------|-------------|

(1) 問い合わせ等の対応

事故責任者は、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口を設置し、的確に情報提供等を行う。

村は、必要に応じて事故責任者に協力し、村役場内に相談窓口の設置等を行う。

(2) 遺族等への対応

事故責任者は、遺族等の輸送手段、宿泊施設等を確保し、適切に対応するが、実施できない場合等は村が行う。

また、村は、必要に応じて事故責任者に協力し、輸送手段等の提供、あっせん等を行う。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。

第4章 道路災害対策計画

第1節 災害予防

道路事故災害による被害を軽減するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部 |
|------|------------|

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2. 災害応急活動体制の整備

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、道路事故災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、道路事故災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

3. 防災訓練の実施

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

大規模な道路事故災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策

道路事故災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

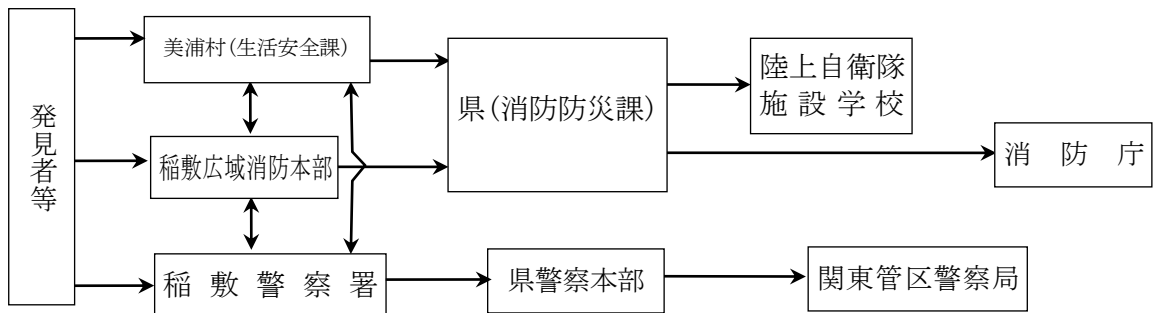
第1 事故発生時の通報

1. 災害情報の収集・連絡

| | |
|------|-----------------|
| 実施担当 | 発見者等、消防本部、経済建設部 |
|------|-----------------|

(1) 事故情報等の収集・連絡

道路事故災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を村長、警察官、消防吏員、道路管理者に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。



(2) 茨城県等への報告

村は、大規模な事故発生の場合、直ちに事故情報等の報告を県に行う。
 また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。
 報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の村の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、村長が必要と認めたときは、美浦村事故災害対策本部を設置する。

(2) 設置方法等

震災対策計画・第3章・第1節の「第2 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準ずる。

2. 本部の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（村長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒震災対策計画・第3章・第1節・第2・2・(2)の「美浦村災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

(2) 本部の運営等

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2.組織・運営」に準ずる。

3. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

震災対策計画・第3章・第1節・第1の「2. 職員の動員・配備」に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 事故責任者、経済建設部 |
|------|-------------|

第3章・第2節・第3の「2. 問合せ対応等」に準ずる。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

第4章 道路災害対策計画

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。

第5章 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1. 危険物等関係施設の安全性の確保

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部、稲敷警察署 |
|------|----------------|

(1) 保安体制の確立

- 1) 事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。））
法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。
また、災害が生じた場合は、その原因の徹底究明に努め、再発防止に資する。
- 2) 茨城県
危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。
危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。
- 3) 警察、消防
必要に応じて立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等の実態を把握し、資機材を整備・充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育

- 1) 茨城県、美浦村
事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。
- 2) 事業者
従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

2. 災害情報の収集・連絡体制の整備

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部、事業者 |
|------|----------------|

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3. 災害応急活動体制の整備

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、事業者 |
|------|---------------|

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、危険物等災害の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、危険物等災害の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

4. 防災知識の普及、訓練の実施

| | |
|------|---------------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関、事業者 |
|------|---------------|

大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関や住民等と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

また、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民にその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

第2 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物（消防法第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 施設の保全

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 事業者 |
|------|-----|

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2. 石油貯蔵タンクの安全対策

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 消防本部、事業者 |
|------|----------|

(1) 地盤対策

消防本部は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及

び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮及び敷地周辺の防護措置の強化を図る。

(3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏えい、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3. 保安体制の確立

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 消防本部、事業者 |
|------|----------|

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱い方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 県 |
|------|---|

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

県は、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。

(2) 保安団体の活動の推進

県は、関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

県警察本部は、火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路もしくは方法又は火薬類の性状もしくは積載方法について必要な指示を行う。

2. 毒性ガス対策

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部、経済建設部 |
|------|----------------|

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

事業者は、事業所の所在する村等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するとともに、次の措置を講じる。

- ① 事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等の設置
- ② 近隣住民の避難に必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備
- ③ 村等行政機関と日頃から連携を密にした防災対策の推進

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。

(2) 被害防止体制の確立等

県は、発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、所轄消防署に提供する。また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。

村は、毒性ガス漏えいを想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

3. 都市ガスの予防対策

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 消防本部、事業者 |
|------|----------|

消防本部は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は、関係機関と協議の上、別途計画する。

事業者は、前記通報を受けた場合に、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

4. 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 消防本部、事業者 |
|------|----------|

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

村、事業者等関係機関は、緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制を強化する。

(2) 保安規程等の提出

事業者は、ガス事業法第30条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、消防長又は消防署長に提出する。ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防長又

は消防署長に提出する。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 防災訓練の実施

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス防災訓練を毎年1回以上実施する。

(4) 関係機関の協力の推進

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者もしくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあたっては、事前に消防本部に点検計画を連絡するとともに、消防本部が実施する地階に対する予防査察について協力する。

消防本部及び事業者は、地階を有する施設の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。また、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

※「大規模な地階」とは、消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1. 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 県 |
|------|---|

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対して、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に扱う施設にあつては、防災体制の整備を指導する。

2. 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 毒劇物多量取扱事業者 |
|------|------------|

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
 - エ 事故時における応急措置を行う者
- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じる。

第1 事故発生時の通報

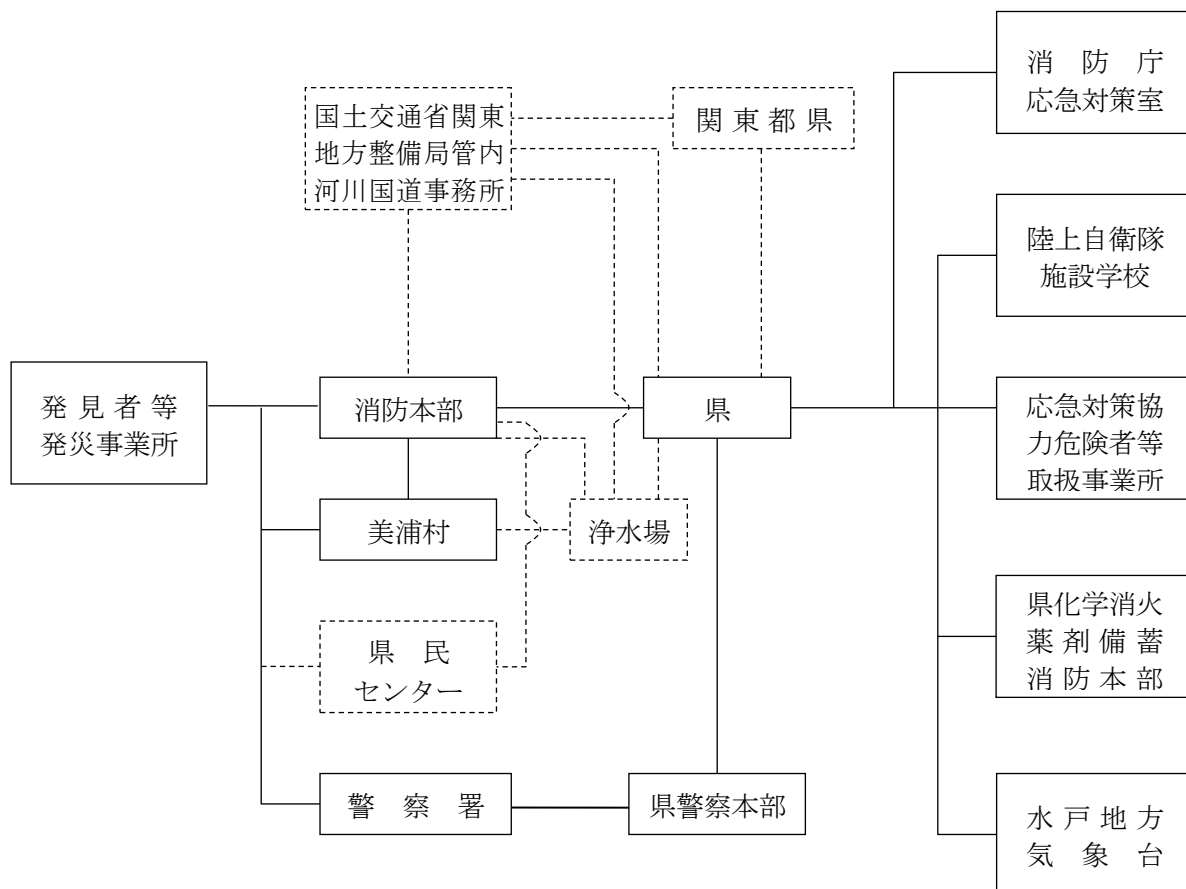
| 1. 災害情報の収集・連絡 | |
|---------------|-----------|
| 実施担当 | 発見者等、消防本部 |

(1) 事故情報等の収集・連絡

危険物等災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を村長又は警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに村長、また、村長は水戸地方气象台、県、その他関係機関に通報しなければならない。

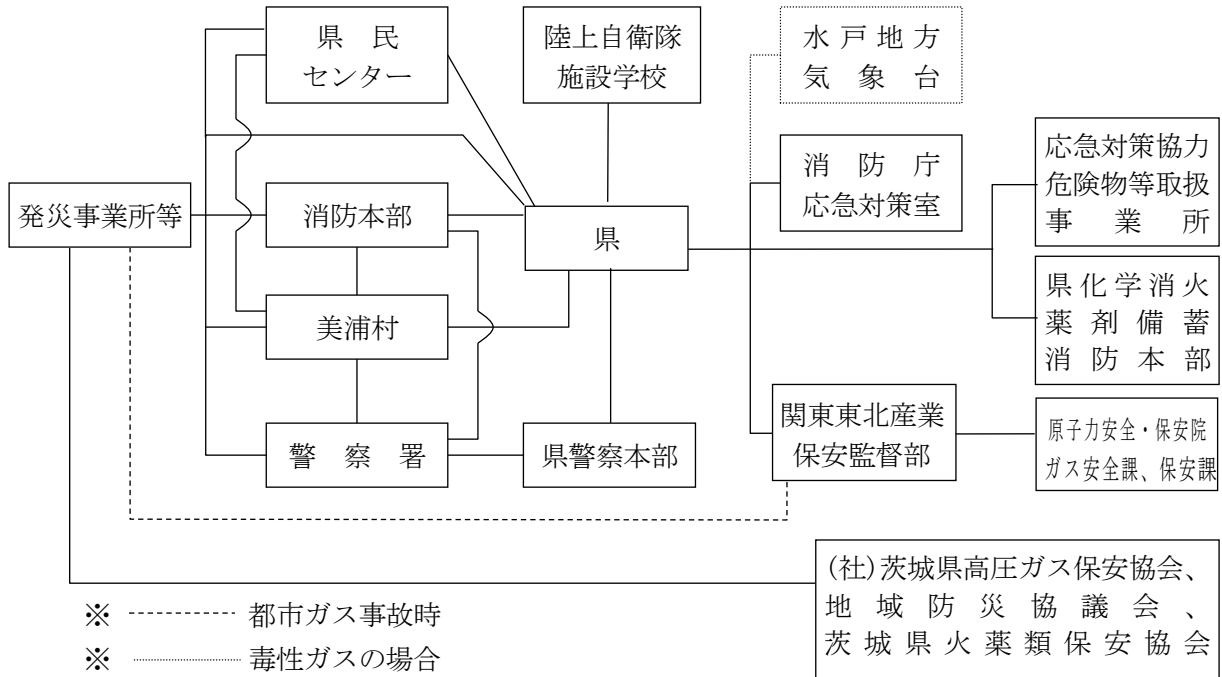
① 石油类等危険物施設災害の場合



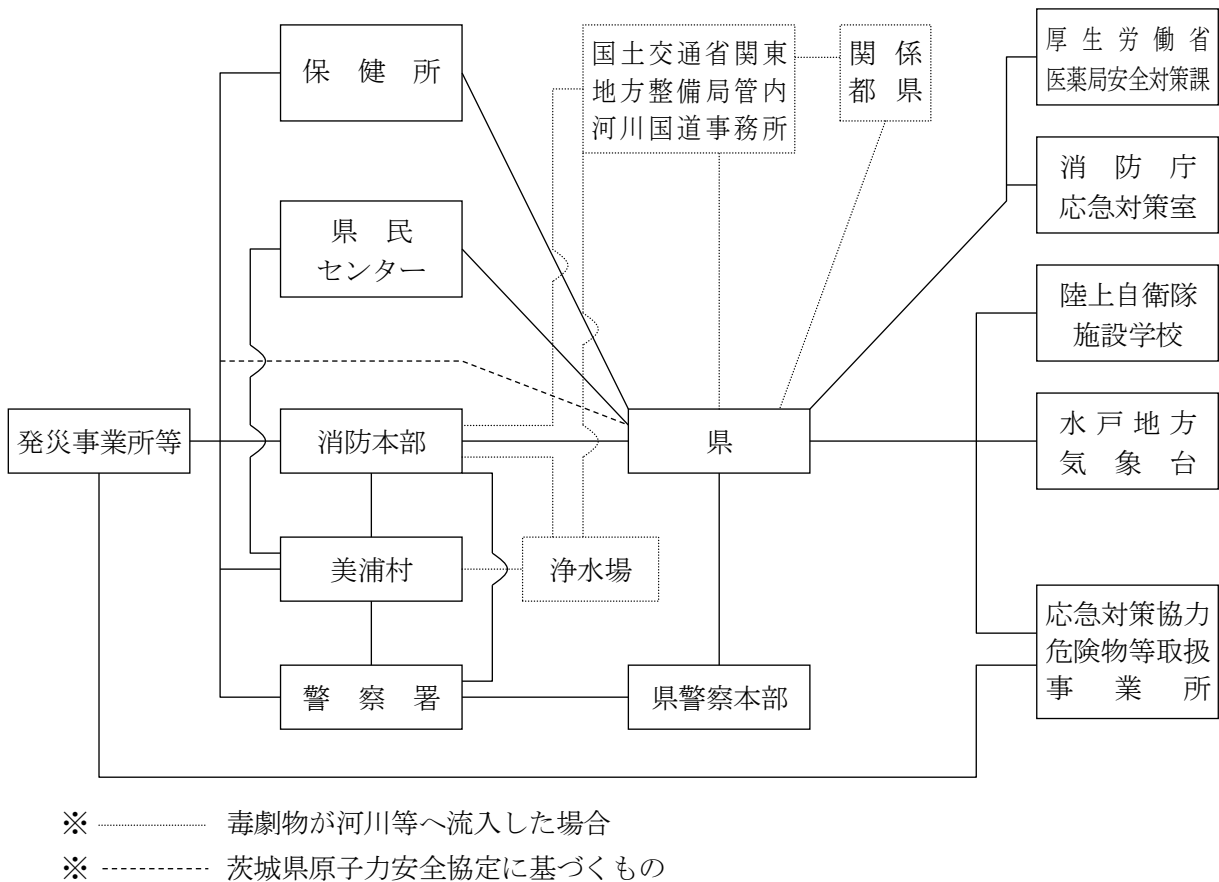
※……………河川等漏えい時のみ

第5章 危険物等災害対策計画

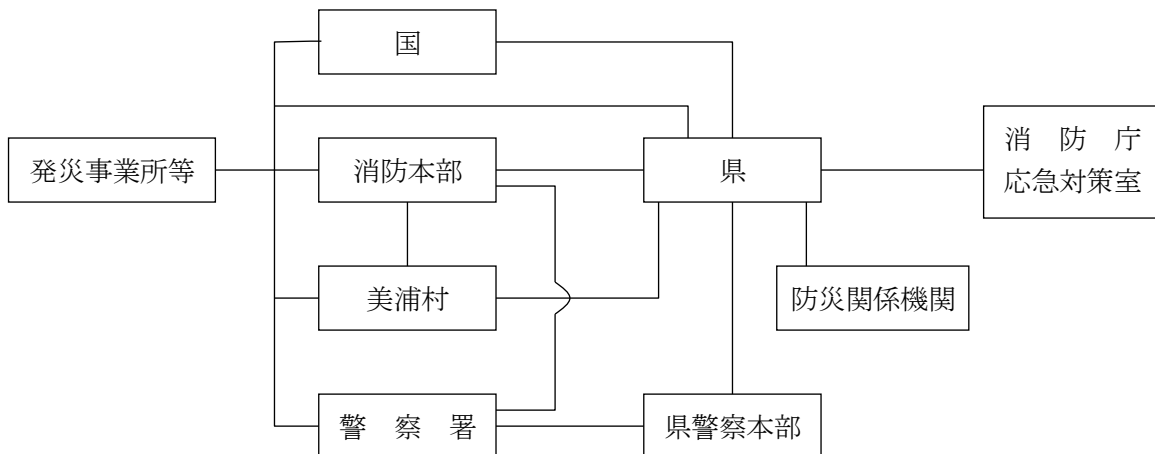
② 高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害の場合



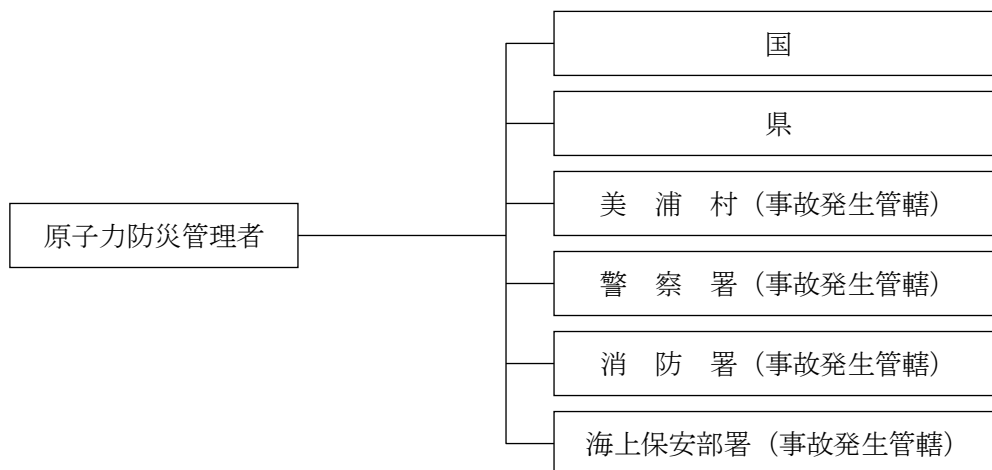
③ 毒劇物取扱施設の災害の場合



④ 放射線使用施設等の災害の場合



⑤ 核燃料物質等の事業所外運搬中の災害の場合



(2) 茨城県等への報告

村は、大規模な事故発生の報告を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

第2 活動体制の確立（各災害共通事項）

1. 本部の設置・運営

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 設置基準

大規模な事故により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の村の組織

第5章 危険物等災害対策計画

をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、村長が必要と認めたときは、美浦村事故災害対策本部を設置する。

(2) 設置方法等

震災対策計画・第3章・第1節の「第2 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準ずる。

2. 本部の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（村長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒震災対策計画・第3章・第1節・第2・2・(2)の「美浦村災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

(2) 本部の運営等

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2. 組織・運営」に準ずる。

3. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

震災対策計画・第3章・第1節・第1の「2. 職員の動員・配備」に準ずる。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

1. 危険物火災等の応急対策

| | |
|------|----------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部 |
|------|----------|

事業者は、火災が発生した場合は、直ちに119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

消防本部及び事業所の自衛消防組織は、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。

この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

消防本部は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

2. 危険物の漏えい応急対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 排出原因者、消防本部、本部事務局、建設班、水道班、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所 |
|------|--|

(1) 非水溶性危険物の漏えい対策

石油類等油脂類が河川等に漏えいした場合は、以下の応急対策をとる。

1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従う。

2) 消防本部

消防本部は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により漏えい範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する。

また、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。

有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

3) 警察署

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。その際、必要な場合は、村や防災関係機関に協力要請する。

5) 茨城県

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達をあっせんするとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

第5章 危険物等災害対策計画

6) 美浦村

本部事務局は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に伝達し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合、建設班は、流出油の防除を実施する。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導にあたる。

(2) 水溶性危険物の漏えい対策

アルコール等水溶性の危険物が漏えいした事故においては、次の応急対策をとる。

1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏えい危険物の回収を行う。

回収にあたっては、消防等の指示に従う。

2) 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要な場合は、村や防災関係機関に協力を要請する。

5) 茨城県

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達をあっせんするとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたる。公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握した情報を随時関係機関へ提供する。

6) 美浦村

本部事務局は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に伝達し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合、建設班は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理について指導する。

3. 浄水の安全確保

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 水道班 |
|------|-----|

危険物の漏えい事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏えい地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに水道班及び水道関係者に直接、漏えい事故発生の旨を通報する。

浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第4 高圧ガス・火薬類の事故応急対策

1. 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 消防本部、稲敷警察署、県、自衛隊、茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会、事業者 |
|------|---|

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏えい防止措置をとるとともに、消防本部に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出る。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

また、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(3) 茨城県

防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、(社)茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

(4) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

第5章 危険物等災害対策計画

(5) 自衛隊

県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣する。
また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置する。

(6) 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。
その際は防災関係機関と連絡を密にしてあたる。

2. 毒性ガス応急対策

| | |
|------|--------------------------------------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部、稲敷警察署、県、茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会 |
|------|--------------------------------------|

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏えい防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防本部に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝える。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自らの実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏えい状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報する。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏えい継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

また、事業者と協力して、ガス漏えい防止等応急措置を実施するほか、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

(3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 茨城県

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供する。また、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市町村等関係機関に随時提供する。

さらに、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏えいについては、避難対策、漏えいガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

- (5) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

3. 都市ガスの応急対策

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部、稲敷警察署 |
|------|----------------|

- (1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報する。漏えいガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

- (2) 美浦村、消防本部

村及び消防本部は、事業者に対し、ガス漏えい箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏えいガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

- (3) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4. 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

| | |
|------|------------------------------------|
| 実施担当 | 消防本部、稲敷警察署、地階管理者、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者 |
|------|------------------------------------|

- (1) ガス漏えい対策

- 1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏えいを防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について緊急広報する。

また、速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝え、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

- 2) 消防本部

消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知器等を用い安全を確認しながら、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報する。この際、負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

また、応急対策は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

第5章 危険物等災害対策計画

必要に応じ、村や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。この際、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受け入れ体制を整える。

3) 液化石油ガス販売事業者等

消防本部の協力のもと、ガス漏えい防止措置、その他応急対策を実施する。

4) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

(2) ガス爆発対策

1) 地階管理者

地階管理者は、事故が発生した場合は、直ちに、119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防本部に伝える。また、液化石油ガス販売事業者等に直ちに連絡する。

2) 消防本部

消防本部は、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行う。二次爆発を警戒し、ガス検知器を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

必要に応じ、村や警察と連携して、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受け入れ体制を整える。

3) 液化石油ガス販売事業者

消防本部と協力して、消火及びガス漏えい防止措置を行う。

4) 茨城県

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

5) 警察署

被災状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努める。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

1. 漏えい事故

| | |
|------|--------------------------------------|
| 実施担当 | 消防本部、建設班、水道班、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所 |
|------|--------------------------------------|

(1) 事業者

事業者は、事故が発生した場合は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏えい防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒

性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏えい箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自らの実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

消防本部は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、村と連携して住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏えい継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏えい毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

(3) 警察署

被災者状況等を収集し、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努める。

(5) 茨城県

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

(6) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

2. 浄水の安全確保

| | |
|------|-----|
| 実施担当 | 水道班 |
|------|-----|

漏えい物が河川等へ流入する可能性がある場合は、本節・第3の「3. 浄水の安全確保」に準じて応急対策を実施する。

第6 その他の災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 事故責任者、経済建設部 |
|------|-------------|

第3章・第2節・第3の「2. 問合せ対応等」に準ずる。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体
の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。

第6章 大規模火災対策計画

第1節 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 火災に強いまちづくり

1. 災害に強いまちの形成

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部、防火管理者 |
|------|------------------|

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

村は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

当該施設の防火管理者等は、保守点検の実施及び適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

村は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させる。

防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

村は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を推進する。

防火管理者等は、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等、火災安全対策の充実を図る。

第2 災害応急対策への備え

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部 |
|------|------------|

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2. 災害応急活動体制の整備

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、大規模火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、大規模火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

3. 防災訓練の実施

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

大規模火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策

大規模火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 火災発生時の通報

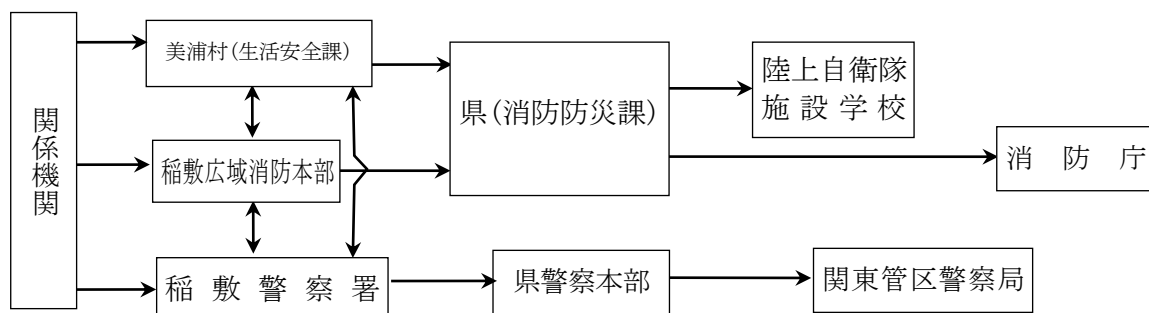
1. 災害情報の収集・連絡

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部 |
|------|------------|

村は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

<大規模火災時の通報のながれ>



第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 経済建設部 |
|------|-------|

(1) 設置基準

大規模な火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の村の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、村長が必要と認めたときは、美浦村大規模火災対策本部を設置する。

(2) 設置方法等

震災対策計画・第3章・第1節の「第2 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準ずる。

第6章 大規模火災対策計画

2. 本部の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（村長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒震災対策計画・第3章・第1節・第2・2・(2)の「美浦村災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

(2) 本部の運営等

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2.組織・運営」に準ずる。

3. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

震災対策計画・第3章・第1節・第1の「2. 職員の動員・配備」に準ずる。

第3 災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 出火原因者、経済建設部 |
|------|-------------|

第3章・第2節・第3の「2. 問合せ対応等」に準ずる。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

また、危険物が流出した場合は、「第5章 危険物等災害対策計画」に準じて、応急措置を講じる。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。

第7章 林野火災対策計画

第1節 災害予防

林野火災の発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 林野火災に強い地域づくり

1. 林野火災予防対策

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | 消防本部、県 |
|------|--------|

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に重点的に、森林パトロールや予防広報を実施し、防火思想の普及を図る。

2. 林野火災特別地域対策事業の推進

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 県 |
|------|---|

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2 災害応急対策への備え

1. 災害情報の収集・連絡体制の整備

| | |
|------|------------|
| 実施担当 | 消防本部、経済建設部 |
|------|------------|

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2. 災害応急活動体制の整備

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) マニュアルの整備

防災関係機関は、それぞれの実情に応じ、林野火災の応急活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

防災関係機関は、林野火災の応急活動及び復旧活動において、連携を要する関係機関と、相互応援を協定する等、平常時より連携を強化しておく。

第7章 林野火災対策計画

(3) 林野火災消火体制の整備

林野火災用の消防水利の増強を図るとともに、空中消火の拠点となる緊急ヘリコプター離発着場を確保し、補給体制等を整備する。

3. 防災訓練の実施

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

林野火災が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、事故災害対応能力の向上に努める。

第2節 災害応急対策

林野火災が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 火災発生時の通報

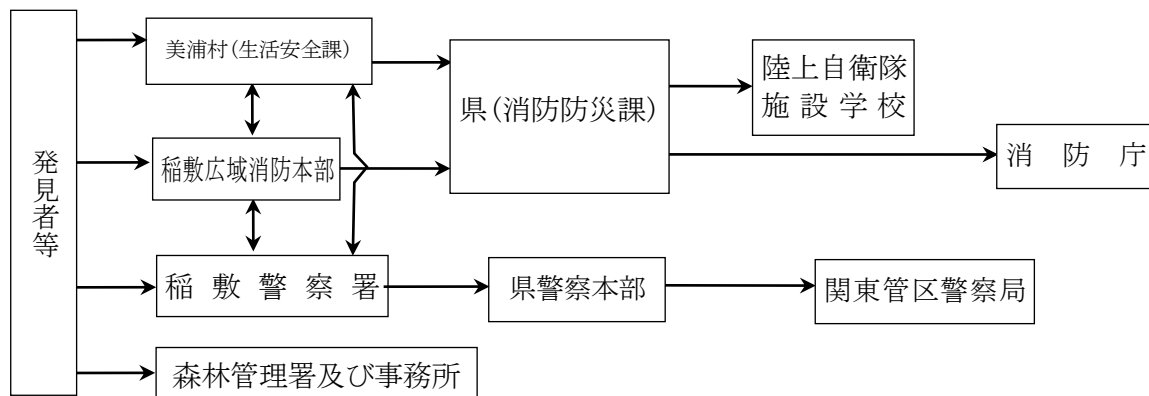
1. 災害情報の収集・連絡

実施担当 消防本部、経済建設部

村は、火災や人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する事態の場合は、消防庁に対しても報告する。

報告は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

<林野火災時の通報のながれ>



第2 災害対策組織

1. 本部の設置・運営

実施担当 経済建設部

(1) 設置基準

林野火災により、消防本部の対応能力を超える事態となり、消防本部以外の村の組織をもって避難、救出・救護活動等を行う必要がある場合等で、村長が必要と認めたときは、美浦村林野火災対策本部を設置する。

(2) 設置方法等

震災対策計画・第3章・第1節の「第2 災害警戒体制本部・災害対策本部」に準ずる。

第7章 林野火災対策計画

2. 本部の運営

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

(1) 本部の組織

本部を構成する部・班は、本部長（村長）が災害の状況に応じて必要と認める業務を所掌する部・班（⇒震災対策計画・第3章・第1節・第2・2・(2)の「美浦村災害対策本部の組織と所掌業務一覧」参照）で編成する。

(2) 本部の運営等

震災対策計画・第3章・第1節・第2の「2. 組織・運営」に準ずる。

3. 職員の動員・配備

| | |
|------|----|
| 実施担当 | 各部 |
|------|----|

震災対策計画・第3章・第1節・第1の「2. 職員の動員・配備」に準ずる。

第3 災害応急対策

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 出火原因者、経済建設部 |
|------|-------------|

第3章・第2節・第3の「2. 問合せ対応等」に準ずる。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

1) 地上消火活動

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。

2) 自主防災組織、住民

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防活動に協力するよう努める。

3) 空中消火活動

① 空中消火の要請

村は、次のような場合、空中消火を県に要請する。

＜県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準＞

- ・地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。
- ・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

② 現地指揮本部

空中消火を要請した場合、県及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて、現地指揮本部を構成する。

現地指揮本部では、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

③ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で村は、県（消防防災課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決める。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

第7章 林野火災対策計画

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。

第 8 章 放射性物質事故対策計画

第1節 災害予防

放射性物質の事故発生を未然に防止し、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。）に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1. 保安体制の強化

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | 放射線使用者 |
|------|--------|

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏えいすることによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

2. 維持管理指導の推進等

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 国、県、県警察本部 |
|------|-----------|

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

また、県は、医療法（昭和23年法律205号）第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

県警察本部は、放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子

第8章 放射性物質事故対策計画

力事業者等」という。)が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図る。

(1) 原子力事業者等

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。

- ① 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ② 国、県等への迅速な通報
- ③ 消火、延焼防止等の応急措置
- ④ 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤ 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- ⑥ モニタリング実施
- ⑦ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

(2) 消防本部

消防本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

(3) 県警察本部

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行う。

第2節 災害応急対策

放射性物質の事故が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じる。

第1 原子力事業所等の事故応急対策

美浦村地域には、原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所は存在しないが、県北部には原子力事業所が複数存在する。原子力事業所における事故の影響範囲は、従来 10km 以内としていたが、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故では、警戒区域が 20km 圏内、それ以外の区域も計画的避難区域・緊急時避難準備区域に指定されるなど、広域的な避難や放射線量のモニタリングが必要となった。このため、これらの原子力事業所等で、放射性物質が大規模に拡散する事故が発生した場合、東日本大震災での対策を参考に、次のように対処する。

参考：福島第一原子力発電所の事故の際に設定された区域（経済産業省による）

| 区域 | 考え方 |
|-----------|--|
| 警戒区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○半径 20km 圏内 ○災害対策基本法第 63 条第 1 項による。 ○対象区域内の居住者等であって、緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入を認める場合を除き、警戒区域への立入を禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられる。 |
| 計画的避難区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達するおそれのあるため、住民等に概ね 1 ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める。 ○国際放射線防護委員会（ICRP）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況における放射線防護の基準値（20～100 ミリシーベルト）を考慮。 ○範囲 飯舘村（全域）、川俣町の一部（山木屋地区）、葛尾村（20km 圏内を除く全域）、浪江町（20km 圏内を除く全域）、南相馬市の一部 |
| 緊急時避難準備区域 | <ul style="list-style-type: none"> ○福島第一原子力発電所の事故の状況がまだ安定していないため、今後なお、緊急時に屋内退避や避難の対応が求められる可能性が否定できない状況にある。 ○このため、住民に対して常に緊急的に屋内退避や自力での避難ができるようにすることが求められる。 ○範囲 広野町、楢葉町（20km 圏内を除く全域）、川内村（20km 圏内を除く全域）、田村市の一部、南相馬市の一部 |

第8章 放射性物質事故対策計画

| | |
|----------|--|
| 特定避難勧奨地点 | <ul style="list-style-type: none"> ○計画的避難区域や警戒区域の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点。 ○一律に避難を求めたり、事業活動を規制したりするものではないが、住民への注意喚起と情報提供、避難の支援や促進を目的とする。特に、妊婦や小さな子どもがいる場合には、市町村を通じて避難を促すなどの措置を行う。 |
|----------|--|

1. 関係機関の役割

| | |
|------|--------|
| 実施担当 | 各部各班、県 |
|------|--------|

村、県及び各防災関係機関は、役割分担等の明確化を図り、相互の連携体制を確立する。

放射性物質事故における実施機関と役割

| 実施機関と役割 | 主な措置 |
|--|---|
| <p>【村】 環境放射線の測定を行うとともに、住民生活や産業における影響に関する情報を収集し発表する。</p> | <p>【本部事務局】 ○災害対策本部の設置・運営</p> <p>【環境班】 ○放射線測定器等の確保、貸出し ○相談窓口（コールセンター含む）の設置</p> <p>【情報班】 ○災害広報</p> <p>【水道班】 ○上下水道施設の環境放射線の測定 ○飲料水の安全措置</p> <p>【経済班】 ○農林畜産物の安全措置</p> <p>【教育班】 ○学校等の施設の環境放射線の測定 ○児童・生徒等の安全措置</p> <p>【各施設所管部】 ○所管施設の環境放射線の測定、除洗 ○グラウンド等の表土の除去</p> |
| <p>【県】 情報の提供、県の対応方針の決定及び実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○情報の提供 ○県内の放射線対策方針の決定及び実施 ○保健所での健康被害対応 |

第2 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施する。

| | |
|------|--------------------|
| 実施担当 | 事業者、消防本部、稲敷警察署、国、県 |
|------|--------------------|

(1) 放射線使用施設等の事業者

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市町村及び警察機関に事態を通報する。

火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させる。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行う。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保措置をとる。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくする。また、消防等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力する。

(2) 消防本部

消防本部は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施する。

消火にあたっては、水噴霧法等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意する。なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動する。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応する。

その他村と連携して、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な広報を実施する。

(3) 国

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめ防災機関に協力する。

(4) 茨城県

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行う。また、環境への影響等の把握に努める。

(5) 警察署

被災状況等を収集し、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施する。

第3 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象(以下、「特定事象」という。)が発生した場合は、原子力事業者等、国、県は連携して、応急対策を実施する。

| | |
|------|----------------------|
| 実施担当 | 事故発見者、消防本部、稲敷警察署、国、県 |
|------|----------------------|

(1) 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見又は発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、村、警察機関、消防本部、原子力緊急時支援・研修センター等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡する。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防、警察等と協力して応急対策を実施する。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期する。

(2) 国

核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

(3) 消防本部

消防本部は、事故状況の把握に努め、状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。なお、事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を県(原子力安全対策課)に報告する。

(4) 警察署

事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行う。

(5) 茨城県

国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずる。

第4 その他の災害応急対策活動

1. 情報収集・伝達、報告

| | |
|------|-----------|
| 実施担当 | 各部、防災関係機関 |
|------|-----------|

震災対策計画・第3章の「第2節 情報の収集・伝達」に準ずる。

2. 問合せ対応等

| | |
|------|-------------|
| 実施担当 | 事故責任者、経済建設部 |
|------|-------------|

第3章・第2節・第3の「2. 問合せ対応等」に準ずる。

3. 応援要請

| | |
|------|------------------|
| 実施担当 | 本部事務局、総務班、自衛隊、県等 |
|------|------------------|

(1) 自衛隊

震災対策計画・第3章・第3節の「第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

(2) 茨城県等

震災対策計画・第3章・第3節の「第2 自治体・防災関係機関への応援要請・受け入れ体制の確保」に準ずる。

4. 消防、救助・救急、医療救護、捜索

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 健康班、建設班、本部事務局、情報班、消防本部、消防団、稲敷警察署、稲敷医師会、県歯科医師会県南支部、県薬剤師会、竜ヶ崎保健所、自主防災組織 |
|------|---|

(1) 消防活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。

(2) 救助・救急活動

震災対策計画・第3章・第4節・第3の「2 救助・救急活動」に準ずる。

(3) 医療活動

震災対策計画・第3章・第4節の「第4 応急医療」に準ずる。

(4) 捜索活動

震災対策計画・第3章・第7節の「第5 行方不明者の捜索・遺体の処理」に準ずる。

第8章 放射性物質事故対策計画

5. 避難対策

| | |
|------|---|
| 実施担当 | 本部事務局、消防本部、消防団、稲敷警察署、県、自衛隊、学校・病院等の施設管理者 |
|------|---|

避難の勧告・指示、誘導、警戒区域の設定等は、震災対策計画・第3章・第4節の「第1 避難活動」に準ずる。

6. 緊急輸送、交通確保対策

| | |
|------|-------------------------------------|
| 実施担当 | 財務班、建設班、学習班、消防本部、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、自衛隊 |
|------|-------------------------------------|

震災対策計画・第3章・第4節の「第2 緊急輸送」及び第7節・第2の「1. 道路の応急復旧」に準ずる。